ムツミ少年野球部　会則

昭和 53 年 4 月 9 日　制定・施行
平成 22 年 1 月 31 日　一部改定
平成 28 年 2 月 7 日　一部改定

会則

趣旨

　本会は平和で恵まれた環境の下に野球を通じて健全な精神と身体を養うことを目的とします。
また、何事においても強い意志と信念を持って熱心に努力をし、団体生活を通じて学力やマナーの向上に努め、地域社会の模範となる様なこどもの育成を目的とします。

第1条　本会は「ムツミ少年野球部」と称し、事務所を監督宅に置くこととする

第2条　本会は光が丘、田柄、または近隣の小学校１年生から６年生までの児童と保護者にして本会の趣旨に賛同するもので組織する

第3条　本会は少年野球を通じて趣旨の目的達成が果たせる様、保護者は出来る限りの協力をするものとする

第4条　本会は「第３条」の目的達成のために次のことを行う

1. 本球団の認めるすべての試合に出場すること
2. 少年野球の普及発展と技術向上に関すること
3. その他本会の趣旨の目標達成に必要なこと

第５条　本会への入部条件

1. 小学校１年生から６年生までの児童とする
2. 本会の教訓を守ること
3. 部活動(試合、練習、その他)をむやみに休まないこと
   都合によりやむを得ず休む場合は予め監督、コーチまたは主将に連絡すること

第６条　退会に関すること

1. 「第５条」に定められた用件を具備しなくなったとき
2. 入会しているものが負傷その他の理由で続けられなくなったとき

第７条　本会は入会しているものが試合、練習、その他において事故、負傷した場合について一切の責任を負わないものとする
但し野球保険(傷害保険)に加入することを義務付けることとする

第８条　本会に下記の役員を置き、監督の助成をするものとする

1. 父母会にて会長以下役員を選出し協力体制を確立する
2. 必要に応じて役員会を開催する
3. 役員は他の父母に対して必要に応じて協力するものとする

第９条　本会の総会について

1. 本会は毎年１回の定時総会を開き、役員の選出を行う
2. 総会の議決成立は出席者の過半数とする
3. 本会総会に欠席した父母は総会での決定事項に異議を申し立てられないものとする
4. 本会の会長は必要に応じて「臨時総会」を招集することが出来る

第 10 条　監督は会を総理し、会を代表する
第 11 条　コーチ、父母会会長および役員は「第 8 条」の定めるところにより監督がやむを得ぬ理由により業務継続が難しい場合は任務を代行することがある
第 12 条　会計は金銭の出納、予算、決算を掌理する
第 13 条　本会の会則改正は父母会において決議し、総会での承認を得られなければならない
第 14 条　「入部手続き」は会の定める「入部申込書」により受付し入会を決定する
第 15 条　本会員は試合や練習など野球に関する一切のことを監督、コーチに一任する

付則

1. 会費は一名につき月額 3,000 円とし、奇数月に 2 ヶ月分を集金する
   尚、通期前納も可能とする
2. 会費納入済みについては、その理由の如何に問わず返却しないことを原則とする
3. 会費の額については総会において決定する
4. 「冠婚葬祭」や「お祝い」、「お見舞い」については父母会に一任するものとする
5. 本会会則は昭和 53 年 4 月 9 日より施行、平成 22 年 1 月 31 日、平成 28 年 2 月 7 日に一部改定とする

部員としての心得

1. 時間は必ず守ること
2. 部活動中は監督、コーチの指示を必ず守ること
   また、上級生は技術、行動、礼儀、勉学において下級生の模範であること
3. 部活動以外での行動も当部員であることを忘れずに、他人に迷惑をかけないこと
4. 部活動中の服装は当部指定のものに従い、終了後は速やかに帰宅し着替えること
5. 部活動へ参加する場合は指定用具以外は持参しないこと
   （グローブ、バット、スパイク、水筒、財布、鍵、その他）
6. 部員は技術の進歩だけではなく勉学、礼儀においても自ら進んで学ぶこと
   これが出来ない者は退部も有り得る
7. 部員はチームワークのためにも部員同士の争いや批判は慎むこと
8. 部員は学年を問わずレギュラー選手になれるように、自分自身で常に努力すること

令和　　年　　月　　日

ムツミ少年野球部殿

入部申込書

貴部の趣旨に賛同しましたので入部申し込みいたします

ふりがな
児童氏名　：

生年月日　：　平成　　年　　月　　日生まれ

小学校名　：　　小学校　　年生

ふりがな
保護者名　：　　印

住　所　：

電　話　：

携帯電話　：

メールアドレス：　　@